

夜間救急診療制度のお知らせ

主旨

平成9年4月1日より千葉市獣医師会では時間外の診療制度を始めました。
大切なペットたちが、夜間に突然体調を崩してお困りになった事はありませんか？
そんな時に少しでもお役に立てるよう、ペットたちの為に夜間救急の初期診療を目的として、この制度をスタート致しました。

内容

- *診療時間は **午後8時～午後11時** です。
- *千葉市獣医師会所属の動物病院で当番制により診療にあたります。
- *この制度は、あくまで応急的な初期診療を目的としていますので、慢性疾患等の診療に関しては、現在かかりつけの動物病院の方へご連絡下さい。
- *各種検査費用や治療代金の他に、**夜間診察料 8,000円 (税別)** が別途必要となります。
- *電話相談は有料ですので、後日相談料金を申し受けます。
- *診療は原則として12月30日～1月3日・日曜祝日はお休みとなります。
その他、獣医師会の全体行事等がある時も診療を休む場合があります。
- *犬・猫以外（小鳥、うさぎ、ハムスター等）に関しては診療をお断りする場合があります。

システム

- *千葉市獣医師会ホームページ（下記参照）にて当日の夜間当番病院名及び連絡先をご確認ください。
- *電話の受付は午後8時以降となります。間違いがないことをご確認の上、必ず受診前に当番の動物病院へ電話をして下さい。電話無しで直接、動物病院へ行った場合、診療が受けられない場合もあります。
- *当番の動物病院と連絡がついたら、必ず診療時間内に治療を受けて下さい。尚、午後11時の時点で診察は終了となりますので、時間間際の場合は診察をお断りする場合がございますのでご了承ください。

注意

- *当番の動物病院への電話は、簡潔かつ手短にお願い致します。
- *夜間ですので、当番の動物病院の近隣にも迷惑のないようお願い致します。

このパンフレットの内容は予告なく変更する事がありますので、ご了承下さい。

<https://www.chibacityvet.com/er>



千葉市 獣医師会



千葉市獣医師会